

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○北海道地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... (障害者保健福祉課)	31
<b>告 示</b>	
○特定調達契約に係る資格に関する公示..... (広報広聴課)	31
○特定調達契約に係る入札の公告..... (広報広聴課)	32
○北海道環境影響評価条例による第二種事業に係る判定の基準の一部改正..... (環境政策課)	33
○北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定の解除..... (自然環境課)	33
○北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除..... (自然環境課)	33
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	33
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回..... (医療政策課)	33
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療政策課)	34
○と畜場番号の指定の一部改正..... (食品衛生課)	34
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)..... (農政課)	34
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	35
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業支援課)	35
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業支援課)	36
○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業指導課)	36
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	37
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	37
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	38
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課)	38
<b>支庁告示</b>	
○貸金業の規則等に関する法律の規定による貸金業務の停止処分.....	38
○貸金業の規則等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	38
<b>道公安委員会規則</b>	
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則.....	39

規 則
<p>北海道地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成17年4月15日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p><b>北海道規則第59号</b> 北海道地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 北海道地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 (平成16年北海道条例第96号) 附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成17年4月18日とする。</p>
告 示
<p><b>北海道告示第293号</b> 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成17年4月15日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成17年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。</p> <p>(1) 契 約 平成17年4月15日に一般競争入札の公告を行う広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託契約</p> <p>(2) 資 格 広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託の資格 (以下「資格」という。)</p> <p>(3) 特定役務の種類 広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託</p> <p>2 資格要件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。</p> <p>(1) 道が指定した運送先及び配布先に、運送及び配布開始日からおおむね10日以内での運送及び配布が可能であること。</p> <p>(2) 一度に約1,590,000部の広報誌「ほっかいどう」を保管する保管場所を、札幌市に確保できること。</p>

(3) 資本金の額が、1,000万円以上であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成17年4月20日から5月6日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道知事政策部知事室広報広聴課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ、(2)、4の(1)、(3)、及び5の(1)、(2)による。

北海道告示第294号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 調達をする特定役務の名称

(ア) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 1部当たりの単価（単価には、配布手数料を含まない。）

(イ) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を經由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、町内会等住民組織に支払う配布手数料13円及び振込手数料等の諸経費を含む。）

(ウ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を經由して各世帯まで運送及び配布する業務 1部当たりの単価（単価には、新聞販売店に支払う配布手数料15円及び振込手数料等の諸経費を含む。）

イ 数量

次の部数を、各項目ごとに2回に分けて配布する。配布は広報誌「ほっかいどう」の発行にあわせて行う。

(ア) 広報誌「ほっかいどう」を市町村及び北海道の指定する町内会等住民組織まで運送する業務 予定数量 1,178,794部

(イ) 広報誌「ほっかいどう」を町内会等住民組織を經由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量 1,602,019部

(ウ) 広報誌「ほっかいどう」を新聞販売店を經由して各世帯まで運送及び配布する業務 予定数量 380,587部

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結年月日から平成18年3月31日まで

(4) 履行場所 別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成17年北海道告示第293号に規定する広報誌「ほっかいどう」の運送及び配布に関する業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事政策部知事室広報広聴課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁4階企画振興部会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道知事政策部知事室広報広聴課）

(2) 入札日時 平成17年5月26日 午後2時（送付による場合は、平成17年5月25日 午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日時 平成17年4月19日 午後2時

イ 場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁赤れんが庁舎1階5号会議室

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道知事政策部知事室広報広聴課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 21 - 373

9 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

a . Nature

(a) Transportation of the public relations magazine "HOKKAIDO" to municipalities and citizens organizations including neighborhood associations.

Cost per copy (no commission is included)

(b) Transportation and distribution of the public relations magazine "HOKKAIDO" to each household via neighborhood associations and other citizens organizations.

Cost per copy (including ¥13, commission for citizens organizations)

(c) Transportation and distribution of the public relations magazine "HOKKAIDO" to each household via newspaper agencies.

Cost per copy (including ¥15, commission for newspaper agencies)

b . Estimated quantity

(a) 1,178,794 copies for the service described above as 1.a.

(b) 1,602,019 copies for the service described above as 1.b.

(c) 380,587 copies for the service described above as 1.c.

B . Bid tendering date and time : 14 : 00 P. M., may 26, 2005

C . Contact :

Public Information and Opinions Division Office of Policy Administration,  
Hokkaido Government, Nishi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan.  
Phone : 011-231-4111 Extension 21-373

**北海道告示第295号**

平成11年北海道告示第126号（北海道環境影響評価条例による第二種事業に係る判定の基準）の一部を次のように改正する。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1の(5)のソ中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

**北海道告示第296号**

昭和47年北海道告示第857号（北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定）により指定した瑞石神社の杉記念保護樹木は、その指定を解除する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道渡島支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第297号**

平成4年北海道告示第1240号（北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区の区域拡張の予定）により指定した上湧別神社公園のカシワ記念保護樹木は、その指定を解除する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道網走支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第298号**

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	痴漢義母 汚された喪服妻	新東宝映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	痴漢妻、したたる愛汁	同		
同	援交性態ルポ 乱れた性欲	オ－ピー映画		
同	負け犬OL 毎日が発情期	同		
同	Jam Films female「夜の舌先」	東芝エンタテインメント		
同	Jam Films female「玉虫」	同		
同	Jam Films female「桃」	同		

**北海道告示第299号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院及び救急診療所の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

医療法人社団みはらし会横山外科クリニック（札幌市）  
医療法人社団ケーアイ会横山病院（紋別市）  
医療法人社団明正会松野病院（紋別市）  
女満別中央病院（女満別町）

北海道告示第300号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項医療法人徳洲会札幌東徳州会病院の事項中「医療法人徳洲会札幌東徳州会病院」を「医療法人徳洲会札幌東徳州会病院」に、「平成17. 3.31」を「平成20. 3.31」に改め、同項医療法人徳洲会札幌徳洲会病院の事項中「平成17. 3.31」を「平成20. 3.31」に改め、同項医療法人社団みはらし会横山外科クリニックの事項を削る。

函館市の項中

「社会福祉法人函館共愛会共愛会病院 函館市中島町7番21号 平成18. 6.30」を  
「社会福祉法人函館共愛会共愛会病院 函館市中島町7番21号 平成18. 6.30  
市立函館恵山病院 函館市日ノ浜15番地の1 平成18. 1.31 に改める。  
市立函館南茅部病院 函館市安浦町92番地 平成19.10.31」

小樽市の項医療法人社団島田脳神経外科の事項中「平成17. 3.31」を「平成20. 3.31」に改める。

帯広市の項医療法人社団北斗北斗病院の事項中「平成17. 3.31」を「平成20. 3.31」に改める。

苫小牧市の項医療法人同樹会苫小牧病院の事項中「平成17. 3.31」を「平成20. 3.31」に改める。

紋別市の項中「医療法人社団ケーアイ会横山病院 紋別市本町3丁目2の3 平成19.10.31」を「紋別みなと病院 紋別市本町3丁目2の3 平成20. 3.31」に、「医療法人明正会松野病院 紋別市幸町6丁目1番8号 平成17. 9.30」を「幸栄病院 紋別市幸町6丁目1番8号 平成20. 3.31」に改める。

恵山町の項及び南茅部町の項を削る。

岩内町の項社会福祉法人北海道社会事業協会岩内病院の事項中「平成17. 3.31」を「平成20. 3.31」に改める。

栗沢町の項国民健康保険町立栗沢病院の事項中「平成17. 3.31」を「平成20. 3.31」に改める。

女満別町の項を次のように改める。

女満別町 女満別中央病院 網走郡女満別町西4条4丁目1番13号 平成20. 3.31  
鶴川町の項J A北海道厚生連鶴川厚生病院の事項中「平成17. 3.31」を「平成20. 3.31」に改める。

中標津町の項町立中標津病院の事項中「平成17. 3.31」を「平成20. 3.31」に改める。

北海道告示第301号

平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。  
平成17年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

渡島保健所及び八雲食肉衛生検査所の項中

「渡 島 5 「八雲食 5  
保健所 肉衛生  
検査所  
八雲食 46 を 46 に改める。  
肉衛生  
検査所 」 」

北海道告示第302号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成17年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量（調達予定数量）  
ヨーネライザII（90検体/キット）1キット当たりの単価 2,700キット
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成17年3月24日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏 名 丸善薬品株式会社  
(2) 住 所 北広島市大曲工業団地6丁目2番地13
- 4 随意契約に係る契約金額  
1キット当たり単価 30,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号)第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道農政部農政課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第303号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量(調達予定数量)

ヨーネ菌分離用培地(8ml/瓶×20瓶/箱)1箱当たりの単価 7,100箱

2 落札を決定した日

平成17年3月23日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 丸善薬品株式会社
- (2) 住所 北広島市大曲工業団地6丁目2番地13

4 落札金額

1箱当たりの単価 7,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成17年2月4日付け北海道告示第82号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道農政部農政課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第304号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

留萌土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成17.4.1	理事	樋口 隆	留萌市東雲町2丁目100番地
同	同	同	菅原 太一	大字留萌村字留萌原野11線14番地の17

同	同	同	田中 貢	同	字タルマップ2304番地
同	同	同	五十嵐正栄	同	字藤山4195番地
同	同	同	濱林 浩	同	字峠下2033番地
同	同	同	室田 博之	同	字幌糠1940番地
同	同	同	林 誠一	同	字藤山1701番地の2
同	同	監事	遠藤 信一	同	字藤山3981番地
同	同	同	室田 敏雄	同	字幌糠1845番地
退任	平成17.3.31	理事	樋口 隆	留萌市東雲町2丁目100番地	
同	同	同	菅原 太一	同	大字留萌村字留萌原野11線14番地の17
同	同	同	田中 貢	同	字タルマップ2304番地
同	同	同	五十嵐正栄	同	字藤山4195番地
同	同	同	濱林 浩	同	字峠下2033番地
同	同	同	道見 秋治	同	字藤山4577番地
同	同	同	室田 博之	同	字幌糠1940番地
同	同	監事	遠藤 信一	同	字藤山3981番地
同	同	同	室田 敏雄	同	字幌糠1845番地

オロロン土地改良区

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成17.4.1	理事	上田 武雄	苫前郡初山別村字栄144番地の17
同	同	金田 進	字明里1074番地3
同	同	酒井 茂樹	字有明1027番地の2
同	同	本間 文孝	字初山別235番地の1
同	同	宮本 榮	字栄185番地
同	同	立田 洋	字明里1698番地
同	同	海津 和春	字有明1418番地
同	同	秋山 哲也	字共成133番地20
同	監事	黒田 誘作	字明里993番地3
同	同	立野 保治	字有明1295番地

北海道告示第305号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(東川地区経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、暗きょ))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成17年4月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
北石狩農業協同組合	川下左岸	基盤整備促進 [基盤整備] (暗きょ)	平成16.10.12
同	東裏東部	同	同 16.11.12

北海道告示第307号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期日 平成17年7月21日
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数150トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有し、かつ、

認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成17年4月15日から5月2日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課）
- (2) 入札日時 平成17年5月27日 午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道水産林務部漁業指導課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 420

- (2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel  
HOKKAI Repair Service 1 set
- B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., May 27, 2005
- C . Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and Forestry,  
Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku,  
Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.  
Phone : 011-231-4111 Extension 28-420

#### 北海道告示第308号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 苫小牧市字静川39の2・40の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 風害の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 苫小牧市字静川39の2・40の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁

経済部林務課及び苫小牧市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第309号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字シオンナイホ251地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字三岩556（国有林。次の図に示す部分に限る。）、155の5・165の1・165の5・327（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、154の1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 屈斜路津別線	川上郡弟子屈町字屈斜路160番1地先から	平成17. 4.15
北海道釧路土木現業所	川上郡弟子屈町字屈斜路161番134地先まで	
道道 琵琶瀬茶内停車場線	厚岸郡浜中町大字琵琶瀬村字琵琶瀬152番2地先（河川敷地）から厚岸郡浜中町大字琵琶瀬村字四番沢165番1地先まで	同
北海道釧路土木現業所		

北海道告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 西大里瀬棚停車場線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
瀬棚郡瀬棚町字本町821番5地先から	前	14.90mから	60.50m	—
瀬棚郡瀬棚町字本町828番2地先まで		16.40mまで		
	後	12.57mから	60.50m	—
		15.91mまで		

北海道告示第312号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道網走土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年4月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 二級河川佐呂間別川水系サロマ湖
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成17年4月15日
- 3 廃川敷地等の位置 紋別郡湧別町字登栄床231番5地先から  
同 220番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 10,194.07㎡

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第8号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成17年4月15日

北海道渡島支庁長 新 田 彰

1 処分を行った貸金業者

住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号
山越郡長万部町字大浜69番地の7	W . S . B	榊 智彰	北海道知事(1)渡第00822号
上磯郡上磯町飯生1丁目1番20号	ルピナス	箕輪田和代	北海道知事(1)渡第00825号
函館市末広町18番1号	名称なし	三上 星治	北海道知事(1)渡第00826号
函館市湯川町2丁目18-21	紙谷商事	紙谷 亘	北海道知事(1)渡第00849号

2 業務停止の期間

平成17年4月7日から5月6日までの間の30日間

3 業務停止の範囲

新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。

ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行うことができる。

北海道渡島支庁告示第9号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成17年4月15日

北海道渡島支庁長 新 田 彰

1 登録を取消した貸金業者

住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号
函館市北美原2丁目13番19号	唯幸商事	榊 唯吉	北海道知事(1)渡第00817号
函館市美原5丁目31番17号	名称なし	相木 聡	北海道知事(1)渡第00840号

2 登録取消年月日

平成17年4月7日

## 道公安委員会規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則をここに公布する。  
平成17年4月15日

北海道公安委員会委員長 矢吹徹雄

### 北海道公安委員会規則第6号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則

(趣旨)

**第1条** 北海道公安委員会、方面公安委員会、北海道警察本部長又は警察署長（以下「公安委員会等」と総称する。）に対して行うこととされている国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく手続等を、電子情報処理組織を使用して行わせる場合については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）において使用する用語の例による。

(電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の指定)

**第3条** 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、情報通信技術利用法第3条第1項及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「国家公安委員会規則」という。）第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、別表第1の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

2 前項に規定するもののほか、公安委員会等に対して行われる申請等のうち、国家公安委員会規則第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(電子情報処理組織による申請等)

**第4条** 前条に規定する申請等を国家公安委員会規則第5条第2項の規定により電子情報処

理組織を使用して行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、情報通信技術利用法第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、北海道知事（以下「知事」という。）の定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等をしようとする者は、知事が定めるところにより知事から付与された識別番号及び暗証番号を同項の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

3 第1項の規定により申請等をしようとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって知事の定めるものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、北海道公安委員会が指定する申請等を行う場合は、この限りでない。

4 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

5 第1項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する法令の規定により提出することとされている公安委員会等に提出され、及び当該申請等に関する法令の規定により受理することとされている公安委員会等が受理したものとみなす。

6 第1項の規定により行われた申請等のうち、当該申請等に関する法令の規定により警察署において行うこととされているものについては、当該申請等に関する法令に規定する警察署において行われたものとみなす。

(申請等の到達時期の準用)

**第5条** 情報通信技術利用法第3条第3項の規定は、前条第1項の規定により行われた第3条第2項に規定する申請等の到達時期について準用する。

### 附則

この規則は、平成17年4月18日から施行する。

**別表第1**（第3条第1項関係）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）	第34条第2項（受講申込みに係るものを除く。）
遺失物取扱規則（平成元年国家公安委員会規則第4号）	第8条第1項

別表第2（第3条第2項関係）

警備業法（昭和47年法律第117号）

第13条第1項（報告又は資料の提出に限る。）